

平成 30 年 9 月

厚生労働大臣
加藤勝信様

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農林中央金庫

労働保険料および国民年金保険料等の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は、平成 28 年 6 月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、本年（平成 30 年）10 月に予定している、金融機関の振込の中核システムである「全銀システム」の 24 時間 365 日稼働をはじめとして、決済インフラの更なる高度化に向けた検討・取組みを行っております。

この点、本年 3 月に設置されました「税・公金収納・支払等の効率化に関する勉強会」（注 1）につきましては、貴省にメンバーとしてご参画いただいたことにつき、あらためて御礼申し上げます。

（注 1）未来投資戦略 2017 に掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできないことがないか、更には、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的（～10 年程度）にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行う官民の会合（事務局：全国銀行協会）。

貴省におかれては、国民年金保険料の納付について既にペイジーが導入されているなど、納付者の利便性向上や電子申告等の推進等に繋がる取組みを実施されています。また、政府の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日）においては、電子行政分野について重点的に講ずべき施策として「社会保険・労働保険関係事務の IT 化・ワンストップ化」が掲げられています。これらを踏まえた貴省の取組みと金融界におけ

る決済インフラの高度化への取組みとが相まって、電子納付やペーパーレス化（口座振替、事務処理の電子化）など、納付者の利便性の一層の向上や収納機関および各金融機関の事務効率化に繋がる動きが、さらに進展することが期待されます。

一方、現行の各金融機関における労働保険料の申告書の受付と回付の取扱いの見直しや、マイナポータルを利用した国民年金保険料等の納付の実現など、引続き電子化等を通じた効率化の余地が大きい領域が残されていると考えております。

つきましては、労働保険料および国民年金保険料等の電子納付の推進等について下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 労働保険料の電子申告・電子納付の推進

現在、各金融機関は、労働保険関係法令により、毎年度の初回の保険料収納時に、併せて労働保険料の申告書を受け付け、各地方労働局に回付する事務を取り扱っている。このため、事業主は、労働保険料の納付と申告のために金融機関窓口に出向く必要があり、負担となっている。

こうした事業主の負担の軽減および納付者の利便性向上等の観点から、貴省におかれては、事業主に対して、労働保険料の口座振替の利用勧奨と併せて、電子申告・電子納付の利用を積極的に働きかけていただきたい。

更に、労働保険料の電子申告、電子納付をより一層推進するためには、上記のような金融機関における労働保険料の申告書の受付・回付事務の廃止等の見直しが必要と考える。これらの事務は、他省庁の申告手続きでは例がなく、また、顧客（個人）情報保護の観点からも、事業主が電子申告あるいは各地方労働局などに直接申告する本来の取扱いへの変更について検討をお願いしたい。

また、電子申告と同時に電子納付の手続きを容易に行えるペイジー「ダイレクト方式」については、国税庁が積極的に利用勧奨していることもあり、国税における利用が年々増加していることに加え、地方税についても地方税共通納税システムの平成31年10月目途の稼働に伴い実現予定となっている。労働保険料についても同方式を早期に導入いただきたい。

2. 国民年金保険料等の電子納付・口座振替の推進

国民年金保険料、社会保険料について、電子納付および口座振替の推進をお願いしたい。

また、特に国民年金保険料については、マイナポータルにおいて、年金・国

税・地方税等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスが早期に実現するよう、関係省庁間で連携のうえ、検討をお願いしたい。

3. 預金口座振替に係る経費負担の適正化

金融機関は、かねてから各種手数料について受益者負担の観点に立って見直しを図り、サービスに伴うコストの適正な負担をお願いしてきているところである。

については、労働保険料、国民年金保険料および社会保険料の預金口座振替に関し、金融機関が国に代わって行っている業務の価値に見合った水準となるよう、早期の適正化をお願いしたい。

以 上